

平成19年 3月23日



各 位

会 社 名 株式会社 レオックジャパン  
代表者名 代表取締役社長 小野寺 裕司  
(コード番号 2366 )  
問合せ先 経営企画・IR担当 中村 慎二  
(TEL . 03 - 5774 - 7500 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年6月29日開催予定の定時株主総会で「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり事業目的の追加を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 . 定款変更の目的

##### ( 1 ) 事業目的の追加

現行定款第2条(目的)に関し、今後の機動的な事業展開に備え、事業目的を追加するものです。

##### ( 2 ) その他備考

現行定款第1条(商号)についても、変更予定ですが、これにつきましては、平成19年2月28日付で「商号の変更及び本店所在地の変更に関するお知らせ」を公表済ですので、ご参照願います。

#### 2 . 定款変更の内容

別紙の定款一部変更 新旧対照表をご参照ください。

以 上

(別紙 定款一部変更 新旧対照表)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社レオックジャパンと称し、 英文ではLEOC JAPAN Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有 することにより、当該会社の事業活動を支配・ 管理することを目的とする。</p> <p>( 1 ) 次の各施設における給食業務および施設の運 営・管理業務の受託 医療施設(病院、医院) 福祉施設(老人保健施設、特別養護老人ホ ーム、ケアハウス、授産施設、有料老人ホ ーム、保育園等) オフィスビル、工場、学校、大学、店舗等 食堂、レストラン、喫茶、ドライブイン、 バー、スナック、ナイトクラブ、貸席宴会 会場等 研修施設、寮、保養所、ホテル、宿泊施設 スタジアム、レース場、ゴルフ場、遊戯場、 イベント会場等</p> <p>( 2 ) 前号に掲げる各施設の経営、運営・管理業務 およびこれらに関するコンサルタント業務</p> <p>( 3 ) 食事宅配サービス業務</p> <p>( 4 ) 弁当、惣菜、食品、加工食品等の製造、加工 および卸、小売ならびに日用雑貨の卸販売</p> <p>( 5 ) 人材の育成、能力開発、技術向上に関する教 育事業</p> <p>( 6 ) 栄養管理指導業務</p> <p>( 7 ) 労働者派遣業務および有料職業紹介業務</p> <p>( 8 ) 不動産の売買、仲介および賃貸業</p> <p>( 9 ) 医療機関、福祉施設等の建築の企画設計なら びに管理業務</p> <p>( 1 0 ) 損害保険代理店業務</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 1 1 ) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社<u>LEOC</u>と称し、英文では<u>LEOC Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有す ることにより、当該会社の事業活動を支配・管 理することを目的とする。</p> <p>( 1 ) 次の各施設における給食業務および施設の運 営・管理業務の受託 医療施設(病院、医院) 福祉施設(老人保健施設、特別養護老人ホ ーム、ケアハウス、授産施設、有料老人ホ ーム、保育園等) オフィスビル、工場、学校、大学、店舗等 食堂、レストラン、喫茶、ドライブイン、 バー、スナック、ナイトクラブ、貸席宴会 会場等 研修施設、寮、保養所、ホテル、宿泊施設 スタジアム、レース場、ゴルフ場、遊戯場、 イベント会場等</p> <p>( 2 ) 前号に掲げる各施設の経営、運営・管理業務お よびこれらに関するコンサルタント業務</p> <p>( 3 ) 食事宅配サービス業務</p> <p>( 4 ) 弁当、惣菜、食品、加工食品等の製造、加工お よび卸、小売ならびに日用雑貨の卸販売</p> <p>( 5 ) 人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育 事業</p> <p>( 6 ) 栄養管理指導業務</p> <p>( 7 ) 労働者派遣業務および有料職業紹介業</p> <p>( 8 ) 不動産の売買、仲介および賃貸業</p> <p>( 9 ) 医療機関、福祉施設等の建築の企画設計ならび に管理業務</p> <p>( 1 0 ) 損害保険代理店業務</p> <p><u>( 1 1 ) 調剤薬局運営業務</u></p> <p><u>( 1 2 ) スポーツ教室の運営、国内外のスポーツチー ムの運営、スポーツ選手の留学支援・プロモ ート業務、スポーツ関連用品の販売</u></p> <p><u>( 1 3 ) 放送番組の企画制作および放映権の仲介販売、 キャラクターの企画・販売</u></p> <p><u>( 1 4 ) 各種印刷、出版およびその製品の販売</u></p> <p><u>( 1 5 ) 法人に対する投資および融資業</u></p> <p><u>( 1 6 ) フランチャイズ契約および経営の指導</u></p> <p>( 1 7 ) 前各号に附帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地)	(現行どおり)
第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	
(公告方法)	(現行どおり)
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(現行どおり)
第5条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。	
(自己株式の取得)	(現行どおり)
第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	
(単元株式数)	(現行どおり)
第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。	
(株券の発行)	(現行どおり)
第8条 当社は株式に係る株券を発行する。	
2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	
(単元未満株主の売渡請求)	(現行どおり)
第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという)を当社に請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有しない場合、その他株式取扱規程に定める場合は、この限りではない。	
(単元未満株主の権利制限)	(現行どおり)
第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	
(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知)	(現行どおり)
第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	
(取締役会の決議の方法)	(現行どおり)
第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	
(取締役会の決議の省略)	(現行どおり)
第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	
(取締役会の議事録)	(現行どおり)
第28条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	
(取締役会規程)	(現行どおり)
第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	
(取締役の報酬等)	(現行どおり)
第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	
(取締役の責任免除)	(現行どおり)
第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。	
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(監査役および監査役会の設置)	(現行どおり)
第32条 当社は監査役および監査役会を置く。	
(監査役の員数)	(現行どおり)
第33条 当社の監査役は、7名以内とする。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(現行どおり)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(現行どおり)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(現行どおり)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(現行どおり)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(現行どおり)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>	(現行どおり)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(現行どおり)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(現行どおり)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>( 会 計 監 査 人 の 設 置 )</p> <p>第 43 条 当 社 は 会 計 監 査 人 を 置 く</p> <p>( 会 計 監 査 人 の 選 任 )</p> <p>第 44 条 会 計 監 査 人 は、株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て 選 任 する。</p> <p>( 会 計 監 査 人 の 任 期 )</p> <p>第 45 条 会 計 監 査 人 の 任 期 は、選 任 後 1 年 以 内 に 終 了 する 事 業 年 度 の 中 最 終 の も の に 関 する 定 時 株 主 総 会 終 結 の 時 まで と する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 会 計 監 査 人 は 前 項 の 定 時 株 主 総 会 に お いて 別 段 の 決 議 が さ れ な か っ た と き は、当 該 定 時 株 主 総 会 に お いて 再 任 さ れ た も の と み な す。</p> <p>( 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 )</p> <p>第 46 条 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 は、代 表 取 締 役 が 監 査 役 会 の 同 意 を 得 て 定 め る。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>( 事 業 年 度 )</p> <p>第 47 条 当 社 の 事 業 年 度 は、毎 年 4 月 1 日 か ら ( 翌 年 ) 3 月 3 1 日 まで と する。</p> <p>( 剰 余 金 の 配 当 等 )</p> <p>第 48 条 当 社 は、株 主 総 会 の 決 議 を も っ て、毎 年 3 月 3 1 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し、金 銭 に よ る 剰 余 金 の 配 当 ( 以 下 「 期 末 配 当 金 」 と い う。 ) を 行 う。</p> <p>( 中 間 配 当 金 )</p> <p>第 49 条 当 社 は、取 締 役 会 の 決 議 を も っ て、毎 年 9 月 3 0 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し、会 社 法 第 4 5 4 条 第 5 項 に 定 め る 金 銭 に よ る 剰 余 金 の 配 当 ( 以 下 「 中 間 配 当 」 と い う。 ) を する こと が でき る。</p> <p>( 配 当 金 の 除 斥 期 間 )</p> <p>第 50 条 期 末 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 が、支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も 受 領 さ れ な い と き は、当 社 は そ の 支 払 の 義 務 を 免 れ る。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 未 払 の 期 末 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 に は 利 息 を つ け な い。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>( 現 行 ど お り )</p> <p>( 現 行 ど お り )</p> <p>( 現 行 ど お り )</p> <p>( 現 行 ど お り )</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>( 現 行 ど お り )</p> <p>( 現 行 ど お り )</p> <p>( 現 行 ど お り )</p> <p>( 現 行 ど お り )</p>